

ショートステイ長生苑運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人健寿会が開設するショートステイ長生苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 事業所は短期入所生活介護サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ長生苑
- (2) 所在地 千葉県茂原市南吉田4061番1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
・事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名（嘱託医・本体施設と兼務）

- ・利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名以上（本体施設と兼務）
 - ・施設サービス計画書の作成及び処遇を行う。
- (4) 生活相談員 1名以上（本体施設と兼務）
 - ・利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (5) 介護職員 17名以上（常勤換算法・本体施設と兼務）
 - ・利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 看護職員 2名以上（常勤換算法（ただし、1名は常勤）・本体施設と兼務）
 - ・利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上（本体施設と兼務）
 - ・食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務・本体施設と兼務）
 - ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務職員 2名以上（本体施設と兼務）
 - ・必要な事務を行う。
- (10) 調理職員 委託職員
 - ・食事の作成、利用者に対する食事の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は合わせて6名とする。ただし、特別養護老人ホーム長生苑において、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して事業を行う場合を除く。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時1名以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第7条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時45分 ～ 午前 8時45分
- (2) 昼食 午前11時45分 ～ 午後12時45分
- (3) 夕食 午後 6時00分 ～ 午後 7時00分

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション及び行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額は、介護報酬の告示上の額により算定した額とする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

(2) 食事の提供に係る費用

入所者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用とする。

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
食事の提供に係る費用	300円／日	600円／日	1000円／日	1300円／日	1,650円／日

(3) 滞在に係る費用

滞在に要する光熱水費及び室料に相当する費用とする。

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
居住に係る費用	0円／日	370円／日	370円／日	370円／日	850円／日

(4) 理美容代

(5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、茂原市・白子町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が、サービス提供を受けるに当たり、事故防止のため機能回復訓練室及び機能訓練器具等を利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

2 食事、入浴等についても同様の扱いとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務改善計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保等)

第17条 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、生活相談員等の勤務体制を定める。

2 職員の資質向上のための研修の機会を随時設ける。

(衛生管理)

第18条 生活相談員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は短期入所生活事業において、感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 従業者に対し、施設における感染症及び食中毒の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知する。

- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防またはまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は短期入所生活介護、介護職員等に対し、感染症及び食中毒の予防またはまん延防止のための研修並びに感染症又は食中毒の予防またはまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置は、併設事業所と一体的に執り行うことが出来るものとする。
- 3 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。
- 4 感染症又は食中毒の発生が疑われる際は、手順に沿った対応を行う。

(虐待の防止)

第19条の 事業所は、虐待発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護職員その他従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前三号に掲げる措置は、介護老人福祉施設と一体的に行う事が出来るものとする。

(苦情処理)

第20条 利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第21条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(電磁的記録等)

第22条 事業所及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規定において（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することが出来る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う事が規定されている又は想定されるもの（及び事項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）

- 2 事業所及び従業者は、交付、説明、同意、承諾、その他のこれらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に加えて電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）

によることができる。

(その他運営についての留意事項)

第23条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から一部変更する。

この規程は、平成19年 4月 1日から一部変更する。

この規程は、平成19年 7月 1日から一部変更する。

この規程は、平成20年 1月 1日から一部変更する。

この規程は、平成27年 4月 1日から一部変更する。

この規程は、平成27年 8月 1日から一部変更する。

この規程は、平成30年 4月 1日から一部変更する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から一部変更する。

この規程は、令和 6年 6月 7日から一部変更する。